

備前市監査委員告示第5号

平成27年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成27年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年5月25日

備前市監査委員 大 田 淳 一
備前市監査委員 掛 谷 繁

所 管 部 署	秘書広報課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>郵券等受払簿について、所属長の確認印が押印されていなかった。郵券等の使用に際しては、都度、郵券等受払簿に記入し、月末等に所属長の確認を受けるなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>郵券使用ごとに郵券等受払簿に記入し、所属長の確認印を押印しました。</p>
<p>物品購入（修繕等）伺書について、契約月日が印字されているものが見受けられた。契約は、決裁後に行われることから手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>契約は決裁後に行うことから手書きするよう、適正な事務処理を行うように課内に周知徹底しました。</p>
【指摘事項】（備前焼ミュージアム）	措 置 状 況
<p>施設譲渡と同時に引き継いだ手提金庫に商品券が含まれていたとのことだが、商品券についても市に譲渡されたか不明なことから、前施設管理者等に確認をするなどして適正な処分を検討されたい。</p>	<p>お食事券（額面 500 円）4 枚については、前施設の清算手続きをしている方に確認したところ、元々陶友会と一般財団法人岡山県備前陶芸美術館の両方の理事長をされていた方のものと思われるためすべて清算人に返却しました。</p>

所 管 部 署	危機管理課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>交際費・食糧費使用伺票について、精算額が未記入のものが見受けられたので、記入漏れのないように注意されたい。</p>	<p>事務処理上の単純な漏れであることから即座に改善し、適正な事務処理を行うように周知徹底しました。</p>
<p>物品購入（修繕等）伺書について、決定欄が印字されているもの、検収月日が未記入のものが見受けられた。決定欄は伺書の決裁後、費用が確定した後に、検収月日は物品の納品日、あるいは修繕の完了した日を手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>決定欄は伺書の決裁後、費用が確定した後に、検収月日は物品の納品日、あるいは修繕の完了した日を手書きで記入するなど事務処理を行いました。</p>
<p>物品購入事務について、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき適正に事務処</p>	<p>押捺漏れの納品書についてそれぞれ確認し、検収印を押捺しました。</p>

理されたい。	
--------	--

所 管 部 署	総務課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
損害賠償金の収入について、あるべき収入伝票等がないものがあつた。実際の収入は適正に行われているとのことだが、事務処理手順等を見直し、適正な収入事務を行われたい。	収入伝票は指定の場所に保管するなど、適正な収入事務を行うこととしました。
物品購入事務について、納品書に検収印がないもの、納入業者の印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書を提出するように指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	納品書に検収印がないものについて、検収印を押印しました。納入業者の印がないものについては、納入業者に押印させ、今後は押印して提出するよう指導しました。
物品購入（修繕等）伺書について、起案年月日、決裁年月日、決定欄、契約納期、検収月日が未記入のものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘に基づき、記入しました。
公印を使用する際には、公印使用簿に文書番号、件名、公印請求者氏名等を記載し公印を使用することとされているが、文書番号がなく、件名も簡略な記載となっているものが見受けられた。事故が発生した場合、文書の特定が困難であると危惧するものである。公印使用簿への記載については詳細に記載するよう周知をされるなど、事務手続の改善を検討されたい。	H28.3.1 部課長会議にて、取扱いを文書で周知しました。
【指摘事項】（全般的事項）	措 置 状 況
起案書について、電子決裁分の起案書が添付、保管されていないものが他部署の監査においても多数見受けられた。決裁後の起案書の保管に関して事務要領、手続等を示すとともに、周知に努められたい。	H28.3.1 部課長会議にて、取扱いを文書で周知しました。

所 管 部 署	契約管財課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
物品購入事務について、納品書に検収印がないもの、納入業者の印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書を提出するように指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘された事項について、今後、不備のないよう係内で確認を行いました。「備前市会計規則」に基づく適正な事務処理を行います。

所 管 部 署	市民協働課
---------	-------

【指摘事項】 (いんべ会館)	措 置 状 況
交際費・食糧費使用伺票について、精算額が印字されているが、伺票を起票する時期と精算する時期は異なることが通常であることに留意され、適正に事務処理されたい。	精算額については、交際費・食糧費の使用後の精算時に、記入するよう周知徹底しました。
物品購入（修繕等）伺書について、決定欄が未記入のものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘後、物品購入（修繕等）伺書に記載しました。今後は適正な事務処理に努めます。

所 管 部 署	文化スポーツ課
---------	---------

【指摘事項】	措 置 状 況
納入通知書について、主幹課名が違うもの、連番が未記入であるもの、取扱者印がないものが見受けられた。適正に事務処理されたい。	指摘を受けた事項は、機構改革により教育委員会から市長部局への所管の変更後も、H27年度までの納入通知書を持つ学校担当がそのまま使用していたためであり、連番未記入及び取扱印漏れは、不注意によるものと本課のチェック機能が果たされていなかったためです。H28年度は納入通知書を印刷・配布し、担当者説明会を通じ注意喚起を図るとともに、取扱い職員への周知徹底を行います。
物品購入事務について、納品書に検収印がないもの、納入業者の印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書を提出するように指導されるとともに	指摘を受けた事項は、本課のチェック機能が果たされていなかったためであり、以降是正いたしました。

備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	
物品購入（修繕等）伺書について、決定欄が未記入であるもの、納品書の添付がないものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘を受けた事項は、本課のチェック機能が果たされていなかったためであり、以降是正いたしました。

所 管 部 署	保健課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
物品購入事務について、納品書に検収印がないもの、納入業者の印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘事項については、チェック漏れや確認不足によるものであり、不備なく適正に処理するよう、係内での確認を行いました。
物品購入（修繕等）伺書について、納品書貼付欄に請求書のコピーを添付しているもの、決定欄、契約月日、契約納期、検収月日が未記入のもの、起案日が前年度となっているもの、納品書の添付がないもの、起案年月日と契約月日に整合がないもの、1つの伺書で2社から購入しているものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘事項については、事務処理のミスや漏れによるものであり、物品購入（修繕等）伺書について、適正な処理を行うよう、係内での確認を行いました。また1つの伺書で2社から購入していたことについては、会計規則の認識不足であり改めています。
補助金等支出事務について、栄養委員会補助金の補助事業等実績報告書の審査結果欄が印字されているもの、補助金等確定通知書の控の通知年月日が空欄となっているもの、愛育委員会補助金の補助金等交付決定通知書に通知文との割印がないものが見受けられた。審査結果欄については、実績報告書の提出後、審査を行い、審査の結果を記入することから、手書きでの記入に改められたい。また、通知年月日の未記入、並びに割印がないことについては、通知年月日も含め通知した文書と保管してある文書とが同一のものであることを証するためにも、不備のない事務処理を行わ	指摘事項の各補助金支出については、決定の起案後の処理、特に各委員の団体に対して通知の前の事務処理も、適正に行うよう今一度の確認を徹底しました。

りたい。	
------	--

所 管 部 署	子育て支援課
---------	--------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>児童遊園地の土地借上料について、土地賃貸借契約書に記載されている賃借料に当該土地にかかる固定資産税と都市計画税相当額を加えて支払がされているものが見受けられた。児童遊園地は市内各地に設置され、民間の土地を借上げているところもあるが、その土地の地目や利用用途によっては、固定資産税が減免となっていたり、都市計画区域外の土地では都市計画税自体がかかっていなかったりと様々であるので、借上げるべき土地の状況により固定資産税と都市計画税相当額を支払う必要がある場合には、賃貸借契約書に明記するなどし、適正な支出を行われたい。</p>	<p>2カ所の土地所有者と協議の結果、無償による賃貸借契約とすることとなりました。1か所については平成28年度において不動産鑑定を行い、適正な事務処理を行います。</p>
<p>土地賃貸借契約書に団体名「備前市」がないものが見受けられた。適正に事務処理されたい。</p>	<p>適正な事務処理のチェック機能が果たされていないことによるものであり、係内のチェック体制を見直しました。</p>

所 管 部 署	こども育成課
---------	--------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>物品購入（修繕等）伺書の契約月日、契約納期が印字されているものが見受けられた。契約月日等は、決裁後、契約が成立した後に手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>決裁後、手書きで記入するように行います。</p>
<p>遠距離通学児童、生徒等通学費補助金について、当該補助金の交付要綱では、申請書の提出先や補助金交付の決定者は教育委員会と規定されているが、補助金交付決定通知等の決定者が市長となっていた。当課職員は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行者に指定されているが、当該補助金の交付等に係る事務は、本来、教育委員会が行うべき事務で</p>	<p>例規を確認し、教育委員会で決定したものを再交付済。また、保護者印につきましては受領時に確認するように徹底します。</p>

あり、当課職員は単に当該事務を補助して行っているにすぎず、当該補助金の決定者は教育委員会とするべきである。よって、事務処理について改められたい。また、補助金交付申請書に申請人である保護者の印がないものが見受けられた。申請書を受領した際に確認をするなど適正な事務処理を行われたい。	
---	--

所管部署	まち産業課
------	-------

【指摘事項】	措置状況
物品購入（修繕等）伺書の決裁年月日、決定欄が印字されているもの、検収月日が未記入のものが見受けられた。決裁日等は、決裁後に手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	物品購入（修繕等）伺書の決裁年月日、決定欄については、決裁後に手書きで記入することとし、検収月日についても記入漏れのないよう適正な事務処理に努めます。
物品購入事務について、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	納品書に検収印漏れのないよう適正な事務処理に努めます。

所管部署	上下水道課
------	-------

【指摘事項】	措置状況
公印使用簿について、管理者印欄がないもの、管理者印が押印されていないものが見受けられた。備前市公印規則に基づき、公印を使用する際には、公印使用簿に使用目的、使用する公印区分等を適正に記入され、公印管理者の承認を受けた後、使用するよう事務処理を改められたい。	総務課で使用している様式を使用するようにし、公印管理者の承認を得た後、公印を使用するように改めました。

所管部署	日生総合支所
------	--------

【指摘事項】	措置状況
物品購入事務について、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであること	ご指摘後、納品書に検収印を押しております。

から、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	
物品購入（修繕等）伺書の決裁年月日、契約月日、検収月日が印字されているものが見受けられた。決裁日等は、決裁後に手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	物品購入（修繕等）伺書の決裁日等は、決裁後に手書きで記入いたします。

所 管 部 署	吉永総合支所
---------	--------

【指摘事項】	措 置 状 況
物品購入事務について、納品書に納入業者の印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘を受けた納品書は速やかに納入業者に押印してもらいました。今後は納品時に印が漏れていないことの確認をします。
帳票の仕切りに再利用紙が使用されているものが見受けられた。個人情報等は記載されていないことは確認できたが、情報流出防止の観点からも、帳票等の仕切りに再利用紙の使用は慎まされたい。	今後は使用しないこととします。

所 管 部 署	生涯学習課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
納入通知書について、年度、連番が未記入であるもの、取扱者印がないものが見受けられた。適正に事務処理されたい。	指摘後から年度、取扱者を記載している。連番については平成 28 年 4 月から番号を付します。
物品購入（修繕等）伺書について、決定欄が未記入のもの、支払科目の記載誤りが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。	決定欄の記入、支払科目を訂正しました。
青少年健全育成推進本部補助金について、補助金等交付申請書の添付書類欄が未記入のもの、收受印のないものが見受けられた。備前市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。	補助金等交付申請書の添付書類欄を記入し、收受印を押しました。